会津大学短期大学部同窓会会則

第１章　　総　則

（名称）

第１条

本会は会津大学短期大学部同窓会と称する。

（事務局）

第２条

本会は、事務局を福島県会津若松市一箕町八幡門田 1-1　会津大学短期大学部内に置く。

また、理事会の承認を得て支部及び方部会を置くことが出来る。

（目的）

第３条

本会は、会員相互の親睦を図り、資質を豊かにし、かつ会津大学短期大学部（以下会津短大と称する）の発展に寄与することを目的とする。

第２章　　会　員

（会員）

第４条

本会の会員は次の通りとする。

（１）　正会員　会津短大の卒業生とする。

（２）　準会員　会津短大の在校生とする。

第３章　　機　関

（役員）

第５条

１．本会に次の役員を置く。

（１）　会長１名

（２）　副会長３名以内

（３）　事務局長１名

（４）　庶務若干名

（５）　会計１名

（６）　理事３０名以内

（７）　監事２名

２．役員会は理事を除く役員をもって構成する。

（任期）

第６条

役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。理事、顧問は無任期とする。

なお、任期途中で役員に就任した場合は、前任者の残任期間とする。

（役員の任務）

第７条

１．役員の任務は次のとおり。

（１） 会長

会長は本会を代表し、会務を統括する。

（２） 副会長

副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合は、その職務を代行する。

（３） 事務局長

事務局長は、本会の諸事務を処理し、会務に関する書類及び帳簿を管理する。

（４） 庶務

庶務は、事務局長の執行を補佐する。

（５） 会計

会計は本会の会計一切を担当する。

（６） 理事

理事は本会の会務を協議し、事業を推進する。

（７） 監事

監事は、本会の会務及び会計を監査する。

２．役員（理事を除く）は役員選考委員会において選出し、総会において、出席者の過半数をもって承認される。なお、選考委員は会長が委嘱する。

３．新任理事は会長により推挙され、理事会で承認し総会にて報告する。

４．理事・顧問の退任は会長により提案され理事会で承認し総会にて報告する。

（顧問）

第８条

１．本会に顧問を置くことが出来る。

２．顧問は、会長が推戴し理事会の承認を得る。

３．顧問は、会議に出席し、意見を述べることが出来る。

（会議体及び招集）

第９条

１．本会の会議は、総会、役員会・理事会とし、招集は会長が行う。

２．総会は隔年１回８月の第１土曜日に開催し、会務の報告、その他の議事を審議する。ただし、必要に応じ臨時総会を開くことが出来る。

３．理事会は、本会の会務一般を司り、必要に応じ会長が招集する

（議決）

第 10 条

1. 会議の全ての議事は、出席者の過半数をもって議決される。
ただし、会則変更については、別に定める。
2. 可否同数の時は、議長が決する。

（評議員）

第 11 条

1. 評議員は、各回卒業生より若干名互選し、これを事務局に報告するものとする。
2. 評議員は、無任期を原則とし、変更が生じた時は事務局に報告する。

（評議員の任務）

第 12 条

評議員の主たる任務は次の通りとする。
会長の要請に基づき、本会活動の支援に関すること。

第４章　　事　業

（事業）

第 13 条

本会は、第３条の目的を達成するために、次の事業を行う。
（１） 会員相互の親睦に関する事業。
（２） 会津短大の行う事業に対する支援活動。
（３） その他本会の目的達成に必要な事業。

第５章　　会　計

（収入）

第 14 条

１．本会の会計は、終身会費、寄付金、その他の収入を以って充当する。
２．会員は入学時に、原則として終身会費５，０００円を納入するものとする。
３．本会の会計は、一般会計と特別会計とする。

（予算及び決算）

第 15 条

１．予算・決算は定期総会に報告するものとする。
２．決算は、監事の会計監査を受けなければならない。

（会計年度）

第 16 条

本会の会計年度は、７月１日より翌々年６月３０日までとする。

（備付け帳簿及び書類）

第 17 条

本会に次の簿冊を備える。

会則、会員名簿、役員名簿、理事名簿、会計関連簿、その他必要な書類

第６章　　会則変更

（会則の変更）

第 18 条

本会会則の変更は、理事会で承認後総会にて出席者の３分の２以上の賛成をもって議決とする。

附 則

昭和３０年１０月３０日制定施行

本会則は全面改訂され平成２１年８月１日より施行する。

平成２３年８月６日一部改正施行

平成２５年８月３日一部改正施行

２０２３年８月５日一部改正施行

２０２５年８月２日一部改正施行